令和８年（フ）第５４７号
兵庫県高砂市中島３丁目７番14―３号
債務者　山下　郁恵
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５４号
兵庫県姫路市飾磨区今在家３丁目57番地
シャトーグランデ今在家306
債務者　松井　豊英
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５６１号
兵庫県姫路市網干区興浜550―１　ルーチェカーサⅡ102号、住民票上の住所兵庫県たつの市龍野町日山194番地８
債務者　平野沙也加
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５６４号
兵庫県加古川市平岡町土山421番地の25　土山住宅３―205号
債務者　立花伸太郎
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５７１号
兵庫県姫路市網干区興浜444番地１　メゾンプラージュⅡ204
債務者　山下　龍二
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５７３号
兵庫県高砂市高砂町松波町440番地の31　県営松波団地２号棟107号
債務者　作　　光男
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５７５号
兵庫県姫路市西新町118番地５　キャッスルコート西新町503
債務者　中原　千春
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２３３号
奈良県橿原市小綱町４番18号　平和ハイツＧ
債務者　藤本　　衛
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２４３号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部641番地１　メゾン　Ｍ・Ｎ　103、前住所奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台24番13号　ロイヤルハイツＤ　202号
債務者　川上　信明
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
奈良県橿原市見瀬町90番地の１　シャルル橿原神宮502
債務者　竹本　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第４０２号
和歌山県橋本市隅田町上兵庫219番地の１
蘭Ⅱ　102号室
債務者　橋本　神菜
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５９３号
岡山市南区曽根215番地７
債務者　河田　涼雅
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３３号
岡山県赤磐市熊崎175番地３
債務者　土井友加里（旧姓矢野、岸本）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３７号
愛媛県松山市生石町276番地１　メゾン生石101号
債務者　村上志尾子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４２号
愛媛県松山市紅葉町３番66号　湯渡団地１棟31号
債務者　濱田　愛萌
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４４号
愛媛県松山市竹原２丁目11番19号　103号
債務者　田中　康一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４５号
愛媛県松山市竹原２丁目11番19号　103号
債務者　田中　佑一
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
松山地方裁判所民事部